特集

市民税・県民税のお知らせ

市民税・県民税の課税対象者には、6月中旬以降に納税通知書を送付します

※給与からの特別徴収に関しては、給与支払者宛に送付済です。

◎市民税・県民税を納める人

今年度の市民税・県民税は、本年1月1日現在、市内に住んでおり、前年中に一定の所得がある人に課税されます。

■税額

●所得割　所得に応じて課税されます

●均等割　一定の所得がある人に一律に課税されます

- **市民税**⬇3500円
- **県民税**⬇2000円

■納付方法

次の3つの方法があります。

●普通徴収　各納期限(左表)までに金融機関等で直接納付するか、クレジットカード・口座振替により納付

●給与からの特別徴収　6月から来年5月までの給与から引き落として、給与支払者が納付

●公的年金からの特別徴収　本年4月1日現在、65歳以上の年金受給者は、公的年金所得に係る市民税・県民税を公的年金から引き落として、年金支払者が納付

納期限一覧	
第1期	7月2日(月)
第2期	8月31日(金)
第3期	10月31日(水)
第4期	来年1月31日(木)

◎市民税・県民税が課税されない人

■所得割・均等割ともに課税されない人

本年1月1日現在、次のいずれかに該当する人。

- 生活保護法の規定による生活扶助を受けている
- 障害者、未成年者、寡婦(夫)で、前年の合計所得金額が125万円以下

■均等割が課税されない人

次のいずれかに該当する人。

- **扶養親族がいない**⬇前年の合計所得金額が32万円以下
- **扶養親族がいる**⬇前年の合計所得金額が32万円×(1＋扶養親族数)＋18万9000円以下

■所得割が課税されない人

次のいずれかに該当する人。

- **扶養親族がいない**⬇前年の総所得金額等が35万円以下
- **扶養親族がいる**⬇前年の総所得金額等が35万円×(1＋扶養親族数)＋32万円以下

※市民税・県民税が課税されない人には納税通知書を送付しません。

◎市民税・県民税の減額又は免除

次の①～⑤に該当する人は、申請により市民税・県民税が減額又は免除される場合があります。

①**生活保護減免**　本年1月2日以後に生活保護法の規定による保護を受けた

②**死亡減免**　本年1月2日以後に死亡し、前年中の合計所得金額が500万円以下

※納税通知書は遺族に送付します。

③**勤労学生減免**　本年1月1日現在、勤労による所得がある学生・生徒で、前年中の合計所得金額が65万円以下で、そのうち自己の勤労によらない所得が10万円以下

④**所得減少減免**　単身世帯又は控除対象配偶者もしくは扶養親族がいて、前年中の合計所得金額が500万円以下であり、病気・会社都合による退職等で、本年中の合計所得金額が前年中の合計所得金額の半分以下になると見込まれる

⑤**災害減免**　火災等、災害により被害を受けた

■減額又は免除の対象となる税額

①⬇生活保護の受給期間に納期が到来する市民税・県民税額の全額

②③⬇申請日以後に納期が到来する市民税・県民税額の全額

④⬇申請日以後に納期が到来する市民税・県民税額の半額

⑤⬇被害の状況に応じて定める額

■申請方法

各申請期限までの㈪～㈮午前8時30分～午後5時15分(㊗、年末年始を除く)に、申請書と添付書類を持って市民税課へ。

※**申請期限**▼①～④⬇各納期限(右ページ表参照)　⑤⬇災害の日から30日以内。

※申請書は同課・市HPで配布。

■添付書類

①⬇本年1月2日以後に転出した場合は、転出先の自治体で生活保護を受けていることを証明する書類

②⬇なし

③⬇在学を証明する書類(学生証、卒業証書等)

④⬇所得減少の理由を証明する書類(離職票、雇用保険受給資格者証等)及び本年の所得内訳がわかる書類(給与明細等)

⑤⬇り災の程度を証明する書類等

問▼市民税課
(☎〈71〉2214)

よくある質問にお答えします！

Q.「収入」と「所得」は何が違うのですか？

A.「収入」から一定の経費相当分を差し引いたものを「所得」といいます。

Q.夫の扶養家族になっていますが、なぜ納税通知書が届くのですか？

A.給与所得の場合38万円(収入103万円)までは税金上の扶養に入ることができますが、32万円(収入97万円)を超えると課税されるためです。

Q.市民税・県民税が公的年金から特別徴収(引き落とし)されていますが、4月・6月の年金振込通知書の個人住民税額と、納税通知書の金額が異なっていました。どちらの金額が正しいのですか？

A.納税通知書の金額が正しいです。いったんは年金振込通知書の個人住民税額が引き落としされますが、この額と納税通知書の金額に差異がある場合は、過払い分の還付等により8月頃に清算されます。

Q.収入は公的年金だけですが、納税通知書の所得等内訳欄の「雑所得」に金額が記載されていました。なぜですか？

A.公的年金の収入金額を「所得」に計算したものを「雑所得」というためです。

Q.今年3月に退職し、現在の収入は公的年金だけです。給与分の所得が減ったのに市民税・県民税額が前年と変わっていないのはなぜですか？

A.市民税・県民税は前年(1月～12月)中の合計所得金額に対して課税されるためです。本年中の合計所得金額が前年中の合計所得金額より減少した場合、翌年度の税額が今年度の税額より減少することが見込まれます。